

第4節 放送政策の展開

1 放送コンテンツ流通の促進

1 放送コンテンツの海外展開

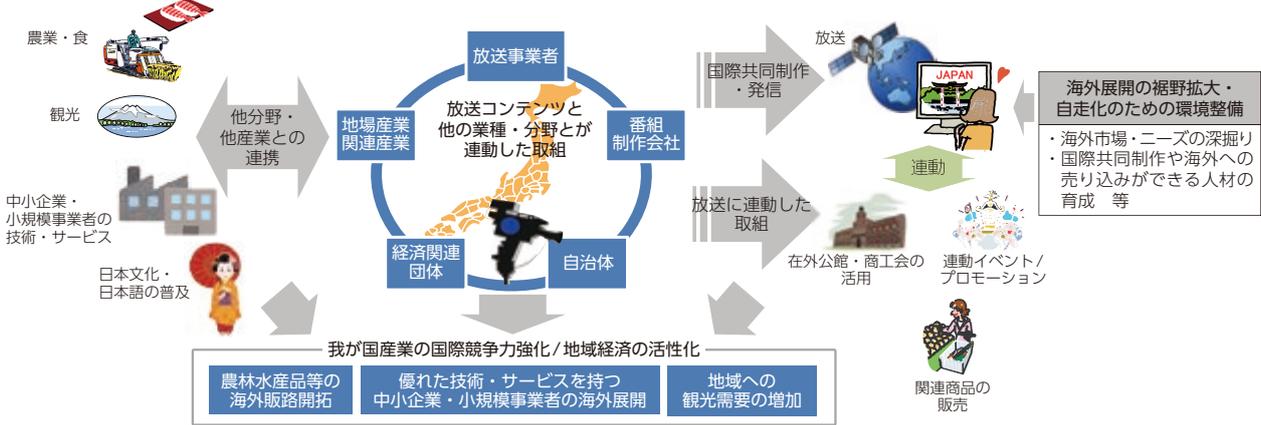
放送コンテンツの海外展開は、訪日観光客の増加や地域産品の販路拡大といった経済波及効果が見込まれ、またソフトパワーを通じた日本に対するイメージ向上にも寄与し、外交的な観点からも極めて重要である。総務省では、放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の横断的組織である「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ^{*1}）」や関係省庁等とも連携しながら、日本と海外の放送事業者等が、日本の魅力を発信する放送コンテンツを共同制作し、海外で放送する取組を継続的に支援している。また、2018年（平成30年）10月のMIPCOM（仏国・カンヌ）、同年12月のATF（シンガポール）、2019年（平成31年）1月のNATPE（米国・マイアミ）、同年3月の香港フィルマート（香港）のコンテンツ国際見本市において、放送事業者のブース出展支援を行ったほか、海外バイヤーとのネットワーキング作りのためのイベントを開催した。

放送コンテンツの海外展開については、「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度の約3倍（約200億円）に増加させる」ことを目標としていたが、2015年度（平成27年度）において、これを達成したことを受け、「2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる」ことを新たな目標にかかげ、取組を一層強化している（図表4-4-1-1）。

図表4-4-1-1 放送コンテンツの海外展開の促進

〈概要〉
放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、自治体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバウンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の支援等を行う。

平成30年度第二次補正予算：
放送コンテンツの海外展開による我が国産業の国際競争力強化及び地域経済活性化支援事業 14.5億円
令和元年度当初予算：
放送コンテンツ海外展開強化事業 2.0億円



2 放送コンテンツの製作・流通の促進

2016年（平成28年）10月、総務省は、①ブロードバンドを活用した放送サービスの高度化の方向性、②放送サービスの高度化を支える放送・通信インフラの在り方、③放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保方策等について総合的な検討を行うため、情報通信審議会に「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」を諮問した。これを受けて、主に①放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネッ

*1 BEAJ : Broadcast Program Export Association of Japan (<http://beaj.jp>)

トワークの在り方、並びに②放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保について検討が進められ、2017年（平成29年）7月に中間答申がとりまとめられた。2018年（平成30年）8月、主に中間答申以降の動向及び組状況等を踏まえ、放送サービスの高度化の実現に向けた課題を整理するとともに、今後取り組むべき事項について、最終答申^{*2}がとりまとめられた。

ア 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

最終答申における「今後取り組むべき事項」として、モバイル端末・PC向け同時配信については、ネット同時配信を行うために必要な配信システム機能の共通化の検討を進め、ネット同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備すること、スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信については、円滑な4K同時配信の提供に必要な技術仕様の策定や人材育成支援等を行えるよう支援すること、視聴データの利活用については、地方自治体のオープンデータ等の連携による視聴者に身近な課題解決モデルの構築など、地域経済や地域社会に利用・還元できる仕組みを支援すること等が示された。

また、規制改革実施計画（2018年（平成30年）6月15日閣議決定）においても、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行うこととされた。

これらを受け、総務省では、2018年度（平成30年度）に、放送コンテンツの配信を通じた災害情報等の提供の在り方に関する実証事業、ネット同時配信に係る配信システム機能に関する実証事業、ブロードバンドを活用した地域放送サービスの展開方策に関する実証事業等を行い、それらの技術、運用面の課題及び有効な方策案をとりまとめた。

イ 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保

放送コンテンツの適正な製作取引の推進については、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の周知・啓発の徹底、取引実態の調査の実施、ガイドラインの見直し、外部有識者から構成される新たな推進体制の整備等が必要であるとされ、放送事業者による同時配信に関する権利処理については、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となった段階において、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが重要であり、継続的な検討に向けた体制を整備することが必要とされた。

また、規制改革実施計画においても、製作取引について、実態調査やガイドラインの見直し等に取り組むとともに、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性を検討することなどとされたほか、権利処理については、放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を整理するとともに、同時配信に係る著作権等処理の円滑化のための所要の課題解決を行うこととされた。

これらを受け、総務省では、製作取引に関して、2018年（平成30年）6月から同年11月にかけてヒアリングによる実態調査を実施し、同年10月に有識者等で構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」（座長：舟田正之 立教大学名誉教授）を開催している。同年12月には同会議において論点整理が行われ、ガイドラインの見直し、研修会等におけるガイドラインの周知・啓発の強化、推進協議会^{*3}の自主行動計画の改定等に向けて取り組むこととされた。

同時配信に係る権利処理に関しては、2018年（平成30年）12月から、有識者等で構成される「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、将来、我が国においてネット同時配信が本格化した場合に備え、円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討等を進めている。

2 放送サービスの高度化

1 4K・8Kの推進について

ア 4K・8Kとは

現在、放送サービスの高度化の一環として、4K・8K放送を推進している。4Kは現行のハイビジョンに比べて

*2 「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」（平成28年諮問第24号）に関する情報通信審議会からの最終答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000093.html

*3 放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（2017年（平成29年）6月設立）

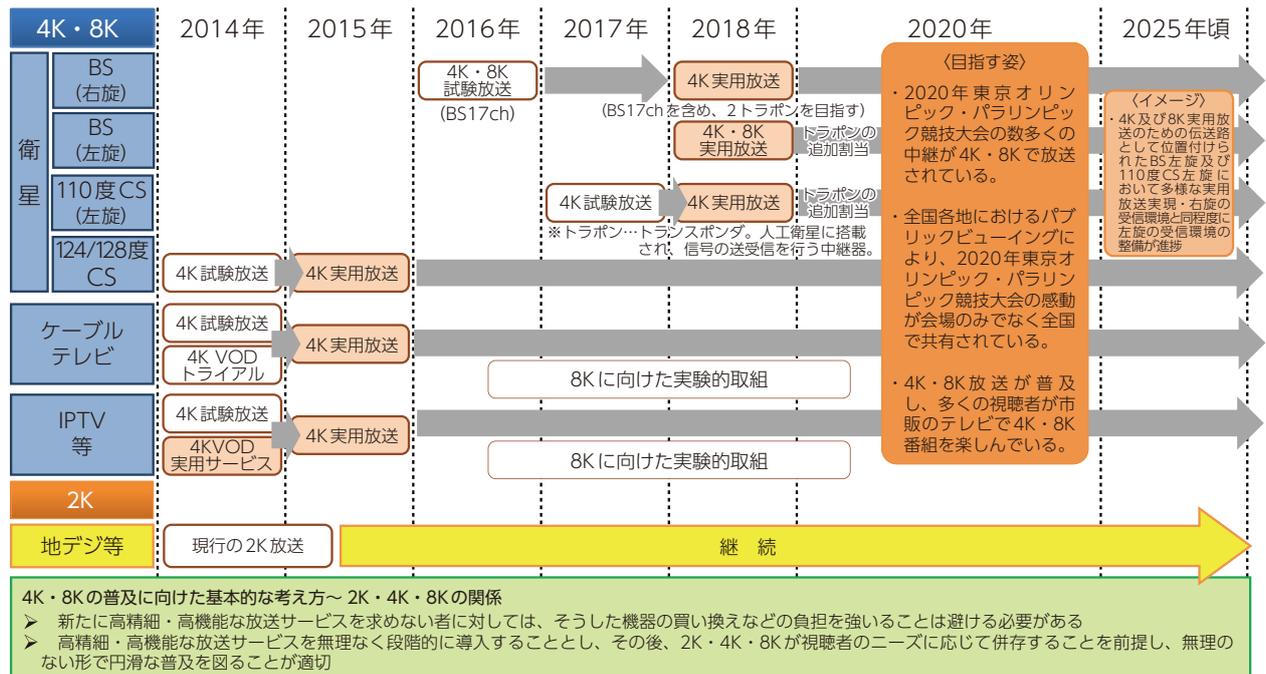
4倍の画素数、8Kは16倍の画素数を有しており、4K・8K放送により、視聴者の方に超高精細で立体感と臨場感ある映像を楽しむことが可能となる。さらに、輝度の表現を拡大するHDR (High Dynamic Range imaging) という技術を取り入れることにより、いわゆる白飛びや黒つぶれしていた輝度差の激しいシーンでも大幅に自然な表現が可能となる。日本においては、2018年(平成30年)12月からBS・東経110度CSにおける4K・8K実用放送である「新4K8K衛星放送」が開始された。欧米、アジア等の諸外国においてもDIRECTV(米)やSky UK(英)といった衛星放送事業者やNetflix(米)などネット配信サービス事業者が4Kサービスへの取組を進めており、コンテンツの高精細化が世界の潮流となっている。こうした状況を踏まえ、政府のみならず、放送事業者、受信機メーカー、販売店及びその他関係組織・団体がそれぞれの強みを活かして連携しながら4K・8Kの推進に取り組んでいる。

イ 4K・8K放送に関する取組

(ア) 総務省による取組

総務省においては、2014年(平成26年)2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、同年9月には中間報告を公表した。その後、4Kについては、実用放送等の開始やコンテンツ制作の進展など同報告に沿った取組を着実に推進してきた。さらに、2015年(平成27年)7月に取りまとめられた第二次中間報告においては、4K・8Kの将来を展望し、その対象期間を2025年(令和7年)頃まで延長すること等を内容とする「4K・8K推進のためのロードマップ」の改定を行った(図表4-4-2-1)。

図表4-4-2-1 4K・8K推進のためのロードマップ



(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
 (注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。
 (注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ (BS17ch) を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。
 (注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
 (注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

総務省では、ロードマップに沿って、新4K8K衛星放送の開始に向け、2016年度(平成28年度)に放送事業者認定等のための制度整備を実施し、2017年(平成29年)1月、BS・東経110度CSにおいて、NHK、民放キー局系5社を含む11社19番組の認定を行った(図表4-4-2-2)。また、衛星放送用受信設備や4K・8K放送の番組中継装置にかかる技術的条件の検討や伝送路の光化の支援のための補助制度を創設した。

図表4-4-2 新4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始(予定)日	番組の種別
1	(株) ビーエス朝日	BS朝日4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
2	(株) BSテレビ東京	BSテレ東4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
3	(株) BS日本	BS日テレ4K	7ch	令和元年9月1日	総合編成
4	日本放送協会 ※4K	NHK BS4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
5	(株) BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
6	(株) ビーエスフジ	BSフジ4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成

BS左旋 ※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始(予定)日	番組の種別
1	SCサテライト放送(株)	ショッピングチャンネル4K	8ch	平成30年12月1日	ショッピング番組
2	(株) QVCサテライト	4K QVC	8ch	平成30年12月1日	ショッピング番組
3	(株) 東北新社メディアサービス	ザ・シネマ4K	8ch	平成30年12月1日	映画
4	(株) WOWOW	WOWOW	12ch	令和2年12月1日	総合娯楽
5	日本放送協会 ※8K	NHK BS8K	14ch	平成30年12月1日	総合編成

110度CS(実用放送) ※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始日	番組の種別
1	(株) スカパー・エンターテイメント	J SPORTS 1 (4K)	9ch	平成30年12月1日	スポーツ
2		J SPORTS 2 (4K)	9ch	平成30年12月1日	スポーツ
3		J SPORTS 3 (4K)	11ch	平成30年12月1日	スポーツ
4		J SPORTS 4 (4K)	11ch	平成30年12月1日	スポーツ
5		スターチャンネル 4K	19ch	平成30年12月1日	映画
6		スカチャン1 4K	19ch	平成30年12月1日	総合娯楽
7		スカチャン2 4K	21ch	平成30年12月1日	総合娯楽
8		日本映画+時代劇 4K	23ch	平成30年12月1日	総合娯楽

(イ) 事業者による取組

これまでに、ロードマップに沿って、2015年(平成27年)からCS(通信衛星を利用した一部のCS放送)やケーブルテレビ等において4K実用放送が開始された。特に、ケーブルテレビにおいては、同年5月に、4K-VOD(Video On Demand)の実用サービスが、同年12月に4K実用放送である「ケーブル4K」が開始されている。この「ケーブル4K」は、ケーブルテレビ業界初の「全国統一編成による4K放送」のコミュニティチャンネルであり、当初39社のサービス提供から始まり、2018年(平成30年)4月1日時点では82社が提供中であり、将来的には計140社以上のケーブルテレビ局がサービスを開始する予定である。

また、BSにおいては、2016年(平成28年)から4K・8K試験放送が開始され、特に8K試験放送は世界初の試みとして実施された(2018年(平成30年)7月放送終了)。2017年(平成29年)4月には、我が国初の東経110度CS左旋波^{*4}による4K試験放送が開始された(2018年(平成30年)10月放送終了)。

そして、4K・8K実用放送の円滑な開始に向け、2017年(平成29年)4月には、総務省と放送業界、機器製造業界及び家電販売業界等の関係団体・事業者が連携し周知・広報等を推進する「4K・8K放送推進連絡協議会」を立ち上げ、同年11月の第3回連絡協議会において「4K・8K放送に関する周知・広報計画(アクションプラン)」を取りまとめ公表した。その具体的な取組の一環として、同年12月1日には、「新4K8K衛星放送開始1年前セレモニー」が開催され、サービス名称やロゴの発表を行うなど、メディアを通じた周知・広報活動を行った。そして、2018年(平成30年)12月には、「新4K8K衛星放送開始セレモニー」が開催され、新4K8K衛星放送が9者17チャンネルで開始された。

なお、4K(対応)テレビについては、2019年(平成31年)2月期の出荷台数は約17.9万台、2月期のテレビ出荷台数に占める割合は51.4%となっている。また、同期の4K(対応)テレビの出荷金額は256億円で、テレビ全体の出荷金額332億円に占める割合は77.3%となっている^{*5}。

また、新4K8K衛星放送では、現行の方式とは異なる新しい伝送方式が採用されており、視聴するためには当該

*4 東経110度CS左旋波：東経110度CSの左旋円偏波のトランスポンダ(送信機)より発射される電波(周波数)

*5 出典：(一社)電子情報技術産業協会 統計

方式の受信が可能な対応受信機（チューナー）等が必要である。さらに、従来の右旋円偏波^{*6}の電波に加え、左旋円偏波の電波が用いられることから、受信アンテナの交換が必要になる場合もあり、新4K8K衛星放送を視聴するために必要な対応等について消費者をはじめ多くの方々にはわかり易く丁寧に伝えることが引き続き重要である。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年（令和2年）には、全国の多くの方々には4K・8Kの躍動感と迫力のある映像を楽しんでいただけるよう、今後も、総務省や関係団体・事業者が連携し、その魅力や視聴方法等に関する周知・広報等に取り組んでいく。

（ウ）地上放送の高度化に向けた取組

多くの放送メディアにおいて4K・8K放送が開始される中、地上テレビジョン放送についてはロードマップにおいて現行の2K放送が「継続」となっており、「4K・8Kの実現には技術やコスト等の解決すべき課題は多い」、「より効率的な伝送を実現すべく、速やかに総合的な研究開発の取組を進め」などとされている。

このため、総務省では4Kや8Kといった超高精細度放送など、地上テレビジョン放送の高度化を実現する上で必要になる要素技術の確立に向けて様々な研究開発に取り組んでおり、2019年（平成31年）2～3月には、東京地区及び名古屋地区において地上波による4K・8K伝送実験を実施した。

2019年度（令和元年度）からは、これまでの地上テレビジョン放送の高度化に関する研究開発成果を踏まえ、技術基準策定に向けた取組（放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討）に着手している。

2 ケーブルテレビ

地上波テレビ放送の難視聴区域の解消を当初の目的として誕生したケーブルテレビは、自主放送（コミュニティチャンネル等）や多チャンネル放送など、放送サービスの高度化と合わせてサービスの充実を図ってきた。さらには、各家庭まで敷設したケーブルを活かして電気通信サービスであるインターネット接続サービスや固定電話サービスを展開し、放送サービスと合わせ、いわゆる「トリプルプレイ」サービスを提供している。さらに、近年はMVNOサービスや地域BWAサービスといった無線による移動通信サービスを展開するなど、ケーブルテレビは、時代の変化に対応しながら地域の総合的な情報通信メディアとして成長を遂げている。

総務省では、4K・8Kや動画配信サービスの普及などケーブルテレビを取り巻く環境が近年大きく変化している中、地域に寄り添うメディアであるケーブルテレビが、今後もその公共的役割を果たすことが出来るよう、ケーブルテレビの将来像を検討することを目的として、2016年（平成28年）11月より「放送を巡る諸課題に関する検討会 地域における情報流通の確保等に関する分科会」の下に「ケーブルテレビワーキンググループ」を開催し、2017年（平成29年）5月にワーキンググループでの検討結果を報告書（「ケーブルビジョン2020⁺」）として取りまとめた。

報告書では、公共的なメディアであるケーブルテレビが災害時の情報伝達手段としての役割や2018年（平成30年）12月開始の「新4K8K衛星放送」を普及させる役割を果たすためにも、ケーブルテレビネットワークの光化（FTTH化）を進め、その強靱化・高度化を図る必要があるとまとめている。総務省では、ケーブルテレビネットワークの耐災害性を高めるとともに、4K・8Kの送受信環境を確保することを目的として、ケーブルテレビネットワークの光化に対する補助（ケーブルテレビネットワーク光化促進事業、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業）を実施している（図表4-4-2-3）。また、引き続き有線・無線、放送・通信にまたがるサービスを提供していくため、ケーブルテレビ事業者が相互の連携を深めるとともに、IoTサービスやスマートシティ等の新たなサービスにも取り組んでいくべきであるとしており、今後の更なる取組の深化が期待される。

また、大容量の4K・8Kコンテンツをケーブルテレビにおいて伝送するための制度的検討も行っている。総務省は、ケーブルテレビがインターネットプロトコル（IP）を活用して、放送と通信のトラヒックを効率的かつ安定的に伝送できるよう、IPマルチキャスト方式を用いた放送のあり方等について検討することを目的に、2017年（平成29年）11月から「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会^{*7}」を開催し、2018年（平成30年）6月に最終報告書^{*8}が取りまとめられ、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において一部答申が示され、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95

^{*6} 右旋円偏波・左旋円偏波：電波の進行方向に対して偏波面が右回りに回転している電波を右旋円偏波、左回りに回転している電波を左旋円偏波という。

^{*7} 4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8k_cable_ip/index.html

^{*8} 4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会 報告書及び意見募集結果の公表：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8k_cable_ip/02ryutsu12_04000135.html

号)を2019年(平成31年)1月に改正した。

図表4-4-2-3 ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

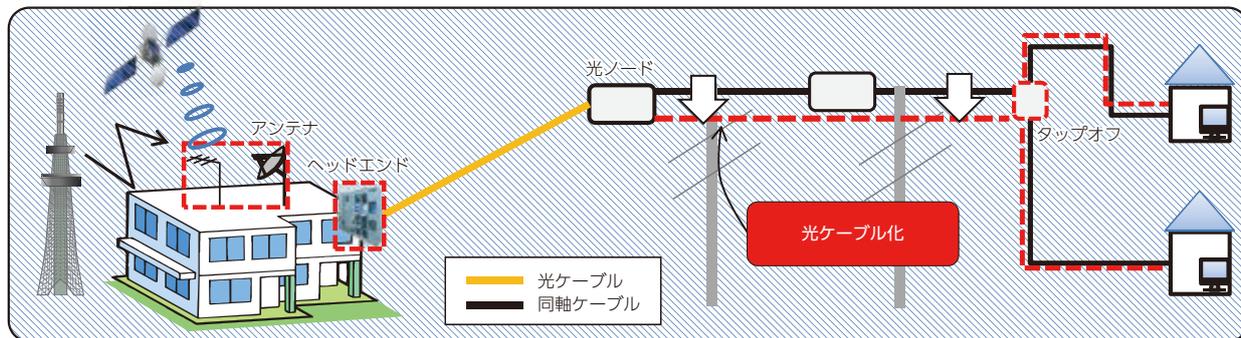
平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。

【令和元年度予算：43.1億円】

【平成30年度第2次補正予算：15.0億円】

事業イメージ

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2
(2)第三セクター：1/3
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等



3 放送ネットワークの強靱化

放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体等の取組を支援するため、総務省は、2014年度(平成26年度)に創設した「ラジオ放送を行う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した災害対策のための一定の無線設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置」を2019年度末(令和元年度末)まで実施するとともに、2019年度(令和元年度)予算において、一般財源による「放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備事業及び地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)」(図表4-4-3-1)や、電波利用料財源による「民放ラジオ難聴解消支援事業」(図表4-4-3-2)及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」(図表4-4-3-3)を実施している。

図表4-4-3-1 放送ネットワーク整備支援事業（一般財源）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

1 施策の概要

(1) 施策の背景

東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する。

(2) 施策の具体的内容

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の費用の一部を補助

①放送局の予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備費用
(地上基幹放送ネットワーク整備事業)

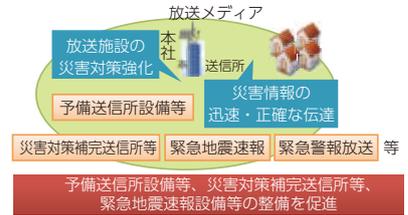
②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用
(条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象)
(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)

(3) 事業主体、補助率

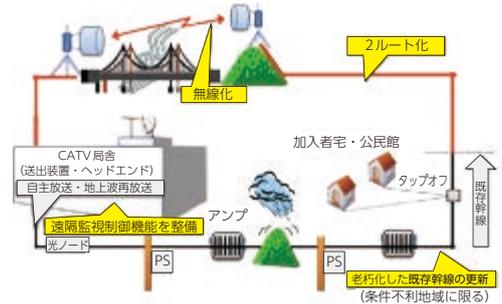
地方公共団体 補助率 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率 1/3

①地上基幹放送ネットワーク整備事業

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



図表4-4-3-2 民放ラジオ難聴解消支援事業（電波利用料財源）

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム(補助金)

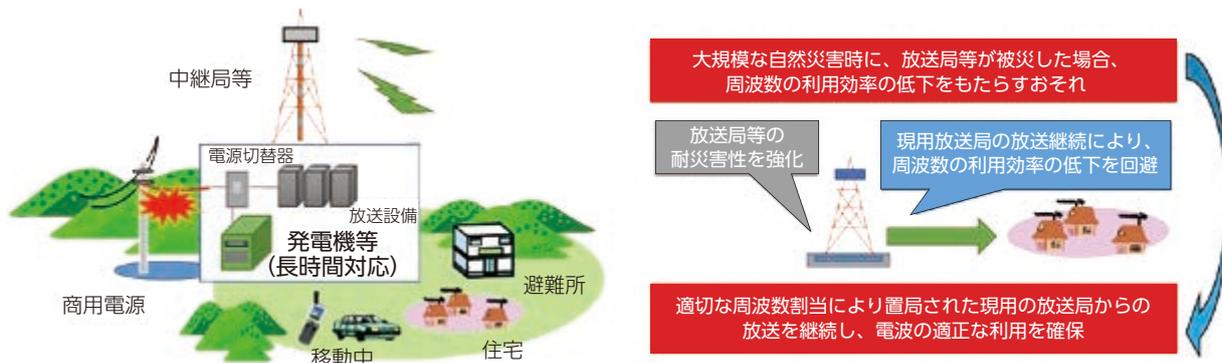
- 事業主体
民間ラジオ放送事業者、自治体等
- 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- 補助率
・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2



図表4-4-3-3 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（電波利用料財源）

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

- (1) 事業主体：地上基幹放送事業者等、自治体等
 (2) 補助対象：①停電対策、②予備設備の整備
 (3) 補助率：自治体等1/2、地上基幹放送事業者等1/3



4 放送インフラにおける安全・信頼性の確保

2011年（平成23年）6月に施行された改正放送法によって、放送停止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、放送設備に対する技術基準、設備に起因する重大な事故の報告等に関する規定が設けられた。これらの規定に基づき、総務省では放送事業者に対して放送設備を適切に維持することを義務づけるとともに、重大な事故の発生時にはその原因を明らかにして再発防止を徹底させる等、積極的な取組を推進している。また、事故の発生状況について半年または1年ごとの報告を放送事業者に対して義務づけ、事故の発生原因や傾向を分析し公表しているほか、セミナー及び講演等を活用し、安全・信頼性向上に向けた情報発信を行っている。

放送は必要な情報を瞬時に伝達できる公共性の高い社会インフラであり、緊急災害時はもちろんのこと日頃から常に国民に対して情報を伝達できるよう、高い安全・信頼性が求められることから、より一層の安全・信頼性確保、事故発生件数の低減に向けて、引き続き取り組んでいくこととしている。

5 放送政策に関する諸課題

総務省は、近年の技術発展やブロードバンドの普及等、視聴者を取り巻く環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について検討することを目的に、2015年（平成27年）11月から総務大臣の懇談会である「放送を巡る諸課題に関する検討会」（座長：多賀谷一照 千葉大学名誉教授、以下「検討会」という。）を開催している。

「検討会」では、2016年（平成28年）9月に公表した「第一次取りまとめ」を踏まえ、NHKによる放送番組のインターネット常時同時配信をはじめとする新たな時代の公共放送のあり方について、有識者等からの意見を聴取しつつ、法的論点の整理等も含めた検討を行った。また、「新しい経済政策パッケージ」（2017年（平成29年）12月閣議決定）において、放送事業の未来像を見据えて、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等について検討を行うこととされたことから、2018年（平成30年）1月、「検討会」の下に「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催した。特に衛星放送を巡る課題については、同分科会の下で、「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」を開催し、メディアの特性を踏まえた専門的な検討を行った。そして、新たな時代の公共放送及び放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用の各課題について、同年9月に「第二次取りまとめ」を公表した。

「第二次取りまとめ」では、NHKが放送の補完として常時同時配信を実施することは、NHKに対する国民・視

聴者からの信頼が今後も確保されることを前提に、一定の合理性、妥当性があるとされた。具体的には、総務省に対して、NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し及びNHKのガバナンス改革に係る制度整備等の対応を求めるとともに、NHKにおいては、インターネット活用業務のあり方及びガバナンス改革に関し、具体的な内容・方策等を検討するとともに、関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社のあり方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが、常時同時配信の実施に当たって求められるとされた。また、衛星放送における周波数の有効活用については、新規参入に関する認定及び認定更新の際に帯域の有効活用を検証し、有効活用が見込まれない場合については、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に位置づけることが望ましいとされた。

この「第二次取りまとめ」を踏まえ、2019年（平成31年）3月、総務省は放送法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年（令和元年）5月、同法案は成立した（図表4-4-5-1）。

図表4-4-5-1 放送法の一部を改正する法律案の概要

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

1. NHKのインターネット活用業務の対象の拡大

- ①常時同時配信（NHKの国内テレビ放送の全ての放送番組を放送と同時にインターネットで配信すること）の実施を解禁
- ②NHKのインターネット活用業務が適正に実施されることを確保するための措置の整備
 - ・地方向けの放送番組の提供・他の放送事業者との協力に関する努力義務
 - ・毎事業年度の実施計画の届出・公表義務
 - ・実施基準の公表、実施基準の遵守義務、同義務違反に対する遵守勧告等

2. NHKのガバナンス改革（NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実）

- ①コンプライアンスの確保（会社法制に倣った規定の整備）
 - ・経営委員会（NHKの意思決定機関）がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項を具体的に規定
 - ・NHK役員へのNHKに対する忠実義務
 - ・監査委員会のチェック機能強化（役員の実行責任追及権の付与等）
- ②情報公開による透明性の確保
 - ・NHKグループに関する情報の提供の義務付け等
- ③透明で計画的なガバナンスの確保
 - ・中期経営計画の作成・公表・収支予算等への添付、パブコメ手続等

3. 衛星基幹放送に係る周波数の有効利用（衛星基幹放送の業務の認定要件の追加）

- ・衛星基幹放送において新規参入や放送サービスの多様化・高度化を図るためには、周波数の効率的な利用が必要
- ・そのため、新たに総務大臣が周波数使用基準を定めることとし、衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際、当該基準への適合性を審査する旨の規定を追加

また、規制改革実施計画（2018年（平成30年）6月閣議決定）や「第二次取りまとめ」の指摘を受け、放送コンテンツのインターネット配信の一層の進展により、ネットワーク運用に係る課題をはじめ、放送と通信にまたがる技術的課題等への対処が必要となることを踏まえ、2018年（平成30年）10月、放送事業者、通信事業者、関連団体等より構成される「放送コンテンツ配信連絡協議会」（会長：村井純 慶応義塾大学環境情報学部教授）が設立され、関係者間の定常的な情報共有及び課題検討が行われている。

加えて、同計画を踏まえ、「検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」、「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」及び「新たなCAS機能に関する検討分科会」を新たに開催している。

「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」では、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から、放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策等について検討を行っており、2度にわたり実施したV-High帯域の利用に関する提案募集の結果を踏まえ、2019年（平成31年）4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を公表した。これを受け、総務省では、当該帯域の有効活用の観点から、実証実験を通じてユースケースの早期具体化を図っていくため、同帯域を特定実験試験局用周波数として位置付けるなど、柔軟かつ容易に実証及び検証を行うことが可能な環境の整備を進めている。

「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」では、ローカル局の経営基盤強化のあり方及び放送事業者の経営ガバナンスの確保の観点から、放送事業者の経営の現状分析、放送事業者の経営基盤強化のあり方、AMラジオのあり方、放送事業者の経営ガバナンスの確保等について検討を行っている。経営ガバナンスについては、同分科会に

おける検討を踏まえ、2019年（平成31年）3月に、放送事業者に対しベストプラクティス等の共有が行われた。

「新たなCAS機能に関する検討分科会」では、故障時などにおける消費者負担の低減方策やコンテンツ保護機能と視聴者制御機能の分離などの観点から新たなCAS機能の在り方について検討を行っている。

政策フォーカス



放送ネットワークの強靱化

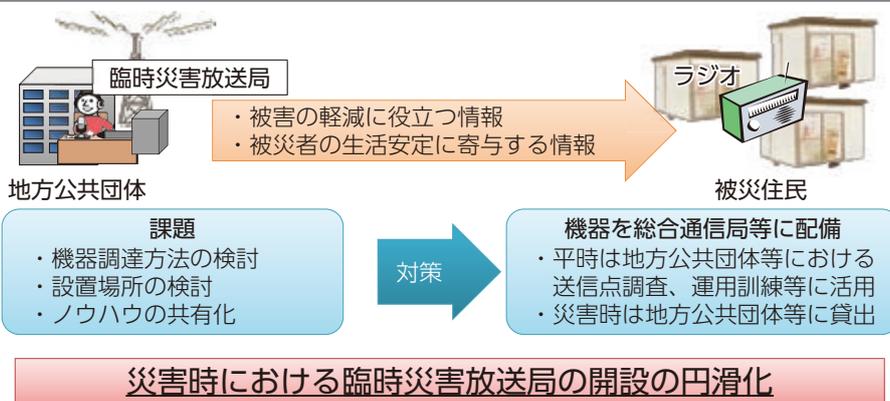
2018年（平成30年）7月に、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した記録的な大雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）や同年9月に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震（以下「平成30年北海道胆振東部地震」という。）に際して、被災した地方公共団体が住民に対して災害時の情報提供をするために臨時災害放送局を開設するに当たり、総務省から臨時災害放送局用設備を貸し出した。

1 臨時災害放送局設備の貸出

総務省では、災害時において、地方公共団体等が被災地にラジオ放送で情報を届けられることができるよう、臨時災害放送局用設備を貸し出している。（図表1）

2018年度（平成30年度）においては、平成30年7月豪雨の際に、広島県熊野町及び坂町（2局開設）に対し、北海道胆振東部地震の際に、北海道厚真町及びむかわ町に対し、それぞれ当該設備を貸与し、臨時災害放送局の開設を支援した。（図表2）

図表1 臨時災害放送局設備の貸出



図表2 これまでの貸出実績（2019年（平成31年）3月末現在）

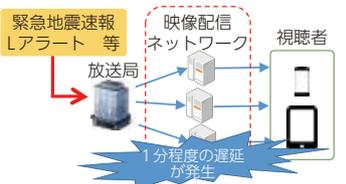
災害名	貸し出した自治体	貸出期間
平成28年熊本地震	熊本県甲佐町（こうさまち）	平成28年4月～7月
	熊本県御船町（みふねまち）	平成28年4月～平成29年3月
平成29年九州北部豪雨	福岡県朝倉市（あさくらし）	平成29年7月～平成30年1月
平成30年7月豪雨	広島県熊野町（くまのちょう）	平成30年7月～10月
	広島県坂町（さかちょう）（2台）	平成30年7月～11月
平成30年北海道胆振東部地震	北海道むかわ町（むかわちょう）	平成30年9月～10月
	北海道厚真町（あつまちょう）	平成30年9月～貸出中

2 地上基幹放送設備に関する緊急対策事業

総務省では、地上基幹放送に関する緊急対策事業として、2018年度（平成30年度）から次の緊急対策を実施している（図表3）。

- ・災害時に地方公共団体等がラジオ放送で情報を届けられることができるよう、臨時災害放送局設備が未整備の地方総合通信局5カ所に当該設備を整備。
- ・災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成。
- ・各放送局が災害情報をネットで迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。

図表3 地上基幹放送設備に関する緊急対策事業

<p>臨時災害放送局設備の整備</p> <p>実施主体：国（総務省） 内容：地方総合通信局への臨時災害放送局設備を配備</p> 	<p>聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築</p> <p>実施主体：民間企業等 内容：放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成</p>	<p>災害情報の共通の配信基盤の整備</p> <p>実施主体：放送事業者等 内容：各放送局が災害情報をネットで迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備</p> 
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

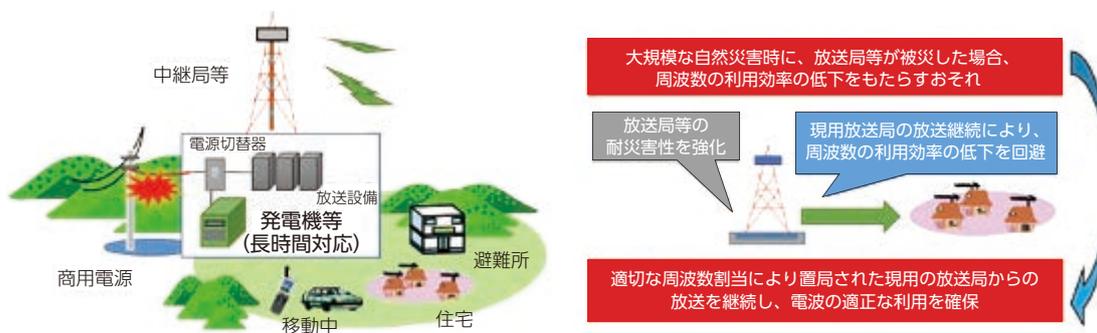
大規模な自然災害時において、放送局等（親局・中継局の送信所や中継回線等）が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすおそれがある。

これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局（親局・中継局の送信所）からの放送を継続させる必要がある。

このため、総務省では地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部の補助を行っている（図表4）。

図表4 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- (1) 事業主体：地上基幹放送事業者等、自治体等
- (2) 補助対象：①停電対策、②予備設備の整備
- (3) 補助率：自治体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3



4 ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

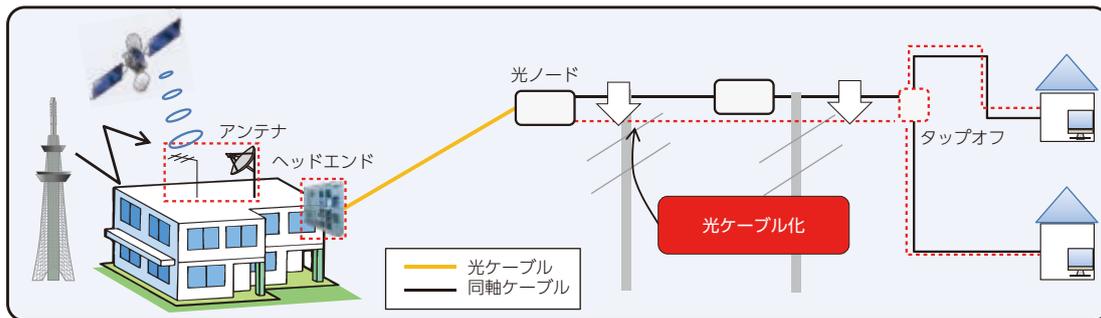
総務省では平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）のための緊急対策を実施している（図表5）。

図表5 ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

【令和元年度予算：43.1億円】
【平成30年度第2次補正予算：15.0億円】

事業イメージ

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2
(2)第三セクター：1/3
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等



5 大規模災害等緊急時放送への字幕付与等の取組状況

NHKでは、2018年（平成30年）9月に発生した台風24号以降、大規模災害等の際に、訪日外国人に向けた災害情報の提供のため、国内テレビ放送において画面上に英字テロップとQRコードを表示し、NHKワールドJAPAN（国際放送）のウェブサイトへの誘導を実施している。